

秋 田 市 公 報

# あきた

第1204号

令和7年03月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

## 目次

### 規則

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	情報統計課（第1号）	4
秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課（第2号）	5
公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則	企画調整課（第3号）	6
秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築指導課（第4号）	8

### 告示

指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第21号）	9
指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第22号）	10
令和6年度第6期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第23号）	11
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第24号）	12
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第25号）	13
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第26号）	14
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および再開について	保護第一課（第27号）	15
令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書の公示送達について	市民税課（第28号）	16
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和6年 賦課年度令和6年 賦課年度令和5年 賦課年度令和4年)の公示送達について	国保年金課（第29号）	17
犬の登録手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課（第30号）	18
狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課（第31号）	19

八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について	スポーツ振興課（第32号）	20
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第33号）	21
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第34号）	23
差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について	納税課（第35号）	24
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第36号）	25
秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について	食肉衛生検査所（第37号）	26
秋田市新屋ガラス工房作品の販売に係る収入金の徴収事務の委託について	新屋ガラス工房（第38号）	27
令和7年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第39号）	28
北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について	スポーツ振興課（第40号）	34
秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について	千秋美術館（第41号）	35
都市計画の変更について	都市計画課（第42号）	36
都市計画の決定について	都市計画課（第43号）	38
認可地縁団体の認可について	生活総務課（第44号）	39
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第45号）	41
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第46号）	42
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第47号）	43
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第48号）	44
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第49号）	45
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第50号）	46
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第51号）	47
指定納付受託者の指定について	大森山動物園（第52号）	48
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第53号）	49
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第54号）	50
<b>教委告示</b>		
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第2号）	51
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第3号）	52

## 農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第2号）	53
----------------	---------------	----

## 公告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について	商工貿易振興課	54
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	55
認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について	生活総務課	56
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	58
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	59

## 農委公告

秋田市農地利用最適化推進委員候補者の募集について	農業委員会事務局	60
--------------------------	----------	----

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月4日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第1号

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年秋田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月4日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第2号

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年秋田市規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第3号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第 3 号

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則（平成25年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第14条」を「第13条」に改める。

第 7 条を削る。

第 8 条中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削り、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第10条を第 9 条とする。

第11条第 5 号中「および年度計画」を削り、同条を第10条とし、第12条から第19条までを 1 条ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 7 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」とい

う。) 第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の事業年度に係る法第78条の2第2項に規定する報告書(以下「業務の実績等の報告書」という。)について適用し、施行日前に開始した中期目標の期間の事業年度に係る業務の実績等の報告書については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第10条の規定は、施行日以後に開始する中期目標の期間の事業年度に係る法第34条第2項に規定する事業報告書(以下「事業報告書」という。)について適用し、施行日前に開始した中期目標の期間の事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「から第3号まで」を「又は第2号」に改める。

第30条第1号中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第32条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第32条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。



秋田市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年2月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所  
イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅 信  
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- 2 歳入の名称  
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
  - (1) 概要  
次の店舗が取扱いを終了
  - (2) 対象となる店舗  
マックスバリュ泉店
- 4 指定ごみ袋取扱店を終了した日  
令和7年1月31日

秋田市告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年2月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
セレクト エールグ ループ株 式会社	訪問看護事 業所エール 秋田	秋田市高陽青柳 町3番40号 タ ウニィ高陽201 号室	令和7年2月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護

秋田市告示第23号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年2月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和6年度第6期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第24号

令和7年2月12日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和7年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年2月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
新波自治会
- 2 認可年月日  
平成9年7月1日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 池 田 幹 博  
秋田市雄和新波字本屋敷176番地2  
変更後 珍 田 美智彦  
秋田市雄和新波字竹ノ花10番地3
- 4 変更年月日  
令和7年1月19日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年2月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
萱ヶ沢自治会
- 2 認可年月日  
平成9年2月7日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 京 極 進  
秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地1  
変更後 佐々木 広 喜  
秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢54番地
- 4 変更年月日  
令和7年1月12日
- 5 変更の理由  
役員改選による

## 秋田市告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および再開したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年2月6日

秋田市長 穂積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
城東歯科クリニック	秋田市東通五丁目8番33号	令和6年12月1日
スウェーデン歯科クリニック	秋田市広面字近藤堰越33番地1	令和6年12月19日

### 2 廃止

事業所名称	廃止年月日
片野歯科医院	令和6年11月30日
城東歯科クリニック	令和6年11月30日
さとう歯科医院	令和6年12月18日
ハッピー調剤薬局 秋田保戸野店	令和6年11月20日

### 3 再開

事業所名称	再開年月日
ハーモニー薬局	令和6年12月1日

秋田市告示第28号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年2月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称  
令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書



秋田市告示第29号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年2月10日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和5年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和4年）

秋田市告示第30号

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同政令の規定による、改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月12日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

秋田市告示第31号

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同政令の規定による、改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月12日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

秋田市告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月12日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番2号

一般社団法人秋田市シルバー人材センター

理事長 野 口 良 孝

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第33号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和7年2月12日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年1月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和7年2月12日から同年8月12日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第34号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年2月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第35号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年2月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 不明

氏名 佐 藤 勝 人

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1 通

配当計算書 1 通



秋田市告示第36号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書

秋田市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月14日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂2番地1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 土 田 正 広

2 委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市新屋ガラス工房作品の販売に係る収入金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および所在地  
株式会社秋田県物産振興会  
秋田市中通二丁目3-8
- 2 委託した公金事務に係る歳入  
ガラス作品等売払収入
- 3 指定日および契約日  
令和7年2月6日

秋田市告示第39号

令和7年2月12日の「令和7年2月秋田市議会定例会」において議決を  
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和7年2月14日

秋田市長 穂 積 志

## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ531,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,585,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	28,466,958	14,234	28,481,192
	1 国庫負担金	20,190,621	14,234	20,204,855
17	県支出金	10,503,885	7,500	10,511,385
	1 県負担金	7,145,719	7,500	7,153,219
19	寄附金	1,724,913	500,000	2,224,913
	1 寄附金	1,724,913	500,000	2,224,913
23	市債	13,241,500	9,600	13,251,100
	1 市債	13,241,500	9,600	13,251,100
	歳入合計	153,054,400	531,334	153,585,734

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	18,713,774	492,303	19,206,077
	1 総務管理費	16,767,175	492,303	17,259,478
3	民生費	57,494,854	10,000	57,504,854
	5 災害救助費	360,261	10,000	370,261
11	災害復旧費	140,205	29,031	169,236
	2 公共土木施設災害復旧費	131,901	29,031	160,932
	歳 出 合 計	153,054,400	531,334	153,585,734

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	千円 57,230



### 第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共土木施設 災害復旧費	千円 79,100	千円 9,600	千円 88,700			
計	13,241,500	9,600	13,251,100			

秋田市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月14日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1

株式会社サンアメニティ秋田支社

支社長 金 澤 直 樹

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月17日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田市山王臨海町1番1号

株式会社秋田魁新報社

代表取締役社長 佐 川 博 之

秋田市告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年2月17日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画公園	2・2・1号	保戸野街区公園
秋田都市計画公園	2・2・2号	金砂神社街区公園
秋田都市計画公園	2・2・3号	中島街区公園
秋田都市計画公園	2・2・8号	旭北街区公園
秋田都市計画公園	2・2・9号	保戸野境第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・10号	山王田街区公園
秋田都市計画公園	2・2・11号	西法寺街区公園
秋田都市計画公園	2・2・19号	檜山宮田運動公園
秋田都市計画公園	2・2・20号	檜山寺小路街区公園
秋田都市計画公園	2・2・22号	四十間堀川反街区公園
秋田都市計画公園	2・2・23号	感恩講街区公園
秋田都市計画公園	2・2・24号	旭南街区公園
秋田都市計画公園	2・2・25号	川口新町街区公園
秋田都市計画公園	2・2・26号	追廻街区公園
秋田都市計画公園	2・2・27号	加賀谷街区公園
秋田都市計画公園	2・2・28号	檜山末無町街区公園
秋田都市計画公園	2・2・29号	愛岩下街区公園

秋田都市計画公園	2・2・30号	百石橋街区公園
秋田都市計画公園	2・2・31号	金照寺山ノ下街区公園
秋田都市計画公園	2・2・34号	柳原新田第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・39号	柳原新田第5街区公園
秋田都市計画公園	2・2・40号	牛島第4街区公園
秋田都市計画公園	2・2・55号	川尻総社前街区公園
秋田都市計画公園	2・2・64号	八橋戌川原街区公園
秋田都市計画公園	2・2・65号	下八橋街区公園
秋田都市計画公園	3・3・13号	油田近隣公園

## 2 位置および区域

秋田市千秋中島町、南通宮田、保戸野金砂町、保戸野八丁、大町二丁目、大町三丁目、大町六丁目、旭北栄町、旭北錦町、檜山共和町、檜山金照町、檜山登町、檜山本町、檜山愛宕下、檜山字寺小路、旭南一丁目、旭南二丁目、旭南三丁目、川元むつみ町、茨島二丁目、茨島六丁目、八橋本町六丁目、八橋大沼町、八橋イサノ一丁目および八橋南一丁目地内

## 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年2月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画地区計画 下新城野工業団地地区計画
- 2 位置および区域  
秋田市下新城野字街道端西地内
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月18日

秋田市長 穂 積 志

### 1 名称

黒沢町内会

### 2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善および向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦研修会および文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) 勝手神社の春・秋祭典実施、年末年始初詣対応、神社の環境整備に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

### 3 区域

本会の区域は、秋田市太平黒沢字稲荷、同市太平黒沢字館越、同市太平黒沢字砂子沢、同市太平黒沢字蛭田、同市太平黒沢字平沢、同市太平黒沢字野崎、同市太平黒沢字払川および同市太平黒沢字子田の全域とする。

### 4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、秋田市太平黒沢字払川23番地に置く。

### 5 代表者の氏名および住所

渡 辺 賢 三

秋田市太平黒沢字野崎58番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和7年2月18日



秋田市告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年2月19日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
265	ハーモニー 薬局	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 3番44号	有限会社みどりケア サービス 代表取締役 岡 絵利子	令和7年 1月18日

秋田市告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年2月19日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
23	訪問看護事業所 エール秋田	秋田市高陽青柳町3-40 タウニィ高陽201号	セレクトエールグループ株式会社 代表取締役 佐々木 勇 介	令和7年 3月1日

秋田市告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年2月19日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
24	リンデンバウム 訪問看護ステーション	秋田市泉菅野二丁目 17番11号	社会福祉法人いずみ会 理事長 花岡 農夫	令和7年 3月1日

秋田市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年2月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
七曲台町内会
- 2 認可年月日  
平成6年8月1日
- 3 変更があった事項およびその内容
  - (1) 主たる事務所  
変更前 秋田市河辺戸島字七曲台40番地12  
変更後 秋田市河辺戸島字七曲台40番地8
  - (2) 代表者の氏名および住所  
変更前 菊 池 清 二  
秋田市河辺戸島字七曲台40番地12  
変更後 早 川 浩 利  
秋田市河辺戸島字七曲台40番地8
- 4 変更年月日  
令和7年1月19日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年2月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
菜萁野町内会
- 2 認可年月日  
平成16年7月27日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 佐 藤 公 紀  
秋田市河辺北野田高屋字菜萁野28番地  
変更後 藤 田 良 一  
秋田市河辺北野田高屋字菜萁野36番地 1
- 4 変更年月日  
令和7年2月2日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
40481	旧	上通1号線	秋田市外旭川字松崎235番地先 秋田市外旭川字松崎243番地先	99.50	2.80 ～ 3.30
	新	上通1号線	秋田市外旭川字松崎262番地先 秋田市外旭川字松崎109番地先	59.00	2.00 ～ 3.30

2 区域変更および供用開始の期日 令和7年2月21日

3 縦覧期間 令和7年2月21日から同年3月14日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

## 秋田市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年2月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護事業所エール秋田	秋田市高陽青柳町3番40号 タウ ニィ高陽201号室	令和7年2月1日
八橋佐野薬局	秋田市八橋本町三丁目1番45号 ユニバースビル1階	令和2年12月1日
山王佐野薬局	秋田市山王中園町3番11号 カメ イビル1階	令和5年7月1日
佐野薬局中央店	秋田市川元山下町7番35号	令和7年2月1日

### 2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ショートステイ夢見草	秋田市旭南三丁目10番10号	令和6年12月31日

秋田市告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

会計	款	項	目	節	細節
08 大森山動物園会計	01 使用料及び手数料	01 使用料	01 動物園使用料	01 動物園入園料	01 動物園入園料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和7年2月19日

4 指定納付受託者を指定する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで



秋田市告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年2月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
3	西岡メディカル薬局 秋田店	秋田市将軍野青山町4 番45号	有限会社西岡 メディカル薬局 代表取締役 庄 田 勝 哉	令和7年 2月28日
4	西岡メディカル薬局 秋田・寺内店	秋田市寺内堂ノ沢三丁 目6番5号		
232	西岡メディカル薬局 秋田河辺店	秋田市河辺北野田高屋 字上前田表73番地4		

秋田市告示第54号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年2月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
281	西岡メディカル薬局 秋田・寺内店	秋田市寺内堂ノ沢三丁目6番5号	株式会社haru.s 代表取締役 高橋春也	令和7年 3月1日
282	西岡メディカル薬局 秋田河辺店	秋田市河辺北野田高屋 字上前田表73番地4		

秋田市教委告示第2号

令和7年2月13日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和7年2月7日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委告示第3号

令和7年2月26日午後4時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和7年2月25日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 職員の人事について承認を求める件
- 2 教職員人事異動に関する件

秋田市農委告示第2号

令和7年2月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和7年2月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和6年度第11号計画）に関する件

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所  
名 称 イオン東北株式会社  
代表取締役 辻 雅 信  
住 所 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
- 2 大規模小売店舗の名称および所在地  
名 称 マックスバリュ泉店  
所在地 秋田県秋田市泉北一丁目11地内
- 3 大規模小売店舗の廃止前の面積  
2,000㎡
- 4 大規模小売店舗の廃止後の面積  
0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日  
令和7年1月31日
- 6 変更する理由  
閉館のため

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年10月21日付け秋田市指令第6641号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和7年2月17日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市山王六丁目4番12号

昭和不動産株式会社

代表取締役 三 浦 則 昭

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田潟中町134番1、135番1および134番1地先水路

## 秋田市公告

令和7年2月7日付けで認可地縁団体である左手子報徳会から地方自治法（昭和22年法律第67条）第260条の46第1項の規定に基づき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月18日

秋田市長 穂 積 志

### 1 認可地縁団体

#### (1) 名称

左手子報徳会

#### (2) 区域

秋田市雄和左手子字白川袋、雄和左手子字前谷地、雄和左手子字清水下および雄和左手子字上野

#### (3) 主たる事務所

秋田市雄和左手子字清水下49番地

### 2 申請不動産に関する事項

#### (1) 土地

別紙（省略）のとおり

#### (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

##### ア 氏名

別紙（省略）のとおり

##### イ 住所

別紙（省略）のとおり

### 3 申請事項に関し異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者



4 異議を述べることができる期間

令和7年2月18日から同年5月18日まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第22条の3第2項の規定による申出書および関係書類を秋田市市民生活部生活総務課に提出することによる。

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和6年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年2月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市農委公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定により、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求め、および募集を行うので、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年2月27日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

### 1 区域および人数

区 域	地 区	募集人数
第3区域	上北手、南ヶ丘地区	1人

### 2 任用期間

令和7年4月18日から令和8年7月19日まで

### 3 身分

秋田市の非常勤特別職

### 4 職務内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認および調査、農地所有者および耕作者との面談等）を担当する。

このほか必要に応じて農業委員会総会等に出席する場合もある。

#### (1) 主な業務

- ア 担い手への農地の集積・集約化
- イ 耕作放棄地の発生防止・解消
- ウ 新規参入の促進等に伴う現地での調査
- エ 指導および監視業務
- オ 地域計画の推進

### 5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和

22年秋田市条例第4号)に基づき支給する。

農地利用最適化推進委員	委員	月額 31,000円
		日額 10,000円
		年額 国からの交付金の範囲内で活動時間に応じた額

#### 6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

#### 7 推薦および応募に関する手続き等

##### (1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、提出すること。

##### (2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出すること。

### (3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送により提出すること。

### 8 推薦・募集期間

令和7年3月3日（月）から同月31日（月）まで。持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、3月31日（月）必着

### 9 選考方法

秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類を基に選考する。

結果については、4月中旬までに秋田市のホームページ等により公表する。

### 10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市農業委員会事務局（本庁舎4階）

電話 018-888-5796

### 11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報 は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募申込書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口又はホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
秋田市農業委員会 事務局	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（本庁舎 4階）	018-888-5796
河辺市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

秋田市農地利用最適化推進委員推薦・応募ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>

注 上記の秋田市ホームページのサイト内検索欄に「1043695」と入力して検索